

ひと
女ひと
男

男女が共に生きるメッセージ



パートナークシッブ

問合せ先 企画課男女共同参画推進係 ☎72-2111内線222

安心して働ける環境をつくりましょう

職場ではあらゆるハラスメントが起こる可能性があります。ハラスメントとは、相手を不快にさせたり、傷つけられたと感じさせたりする言動のことです。行為者の意図とは関係なく、相手がどのように感じたかによって、ハラスメントに該当することがあります。

今回は、妊娠・出産・育児休業・介護休業などに関するハラスメントについて紹介します。

職場でのハラスメント

- セクシュアルハラスメント
- パワーハラスメント
- 妊娠・出産・育児休業・介護休業などに関するハラスメント

など



◆こんなことで困っていませんか

事業主からの不利益な取り扱い

- ①妊娠や出産を理由に解雇する
- ②産前・産後休業や育児休業、介護休業を認めない
- ③出産した女性に対して、減給や降格など不利益な取り扱いをする など

上司・同僚からのハラスメント

- ①妊娠を報告したら「辞めてもらう」など解雇を示唆する
- ②男性が育児休業を申し出たところ「男が育休をとるなんてあり得ない」と言われた
- ③育児短時間勤務をしていたら同僚に「まわりは迷惑している」と言われた など



- 妊娠・出産をしながら働く女性のためのさまざまな制度があります
- パート、派遣、契約社員など雇用期間の定めがある場合も産休が取得でき、一定の範囲の人は、育児休業や介護休業も取得できます
- 育児や介護のためのさまざまな制度は、性別に関係なく利用できます



◆職場でハラスメントを受けたとき

ハラスメントは、受け流しているだけでは状況は改善されません。「やめてください」「私はイヤです」と、あなたの意思を伝えましょう。

また、ハラスメントは個人の問題ではなく会社の問題です。信頼できる上司や労働組合、社内が難しければ、都道府県労働局など外部の機関などに相談しましょう。

問題を解決していくことが、同じように悩んでいる他の人を救うことにもつながります。



おごおり女性ホットライン ☎092-513-7337

月～金曜日／午前10時～午後5時(祝日、12月29日～1月3日を除く)

配偶者や恋人からの暴力についての相談のほか、セクシュアル・ハラスメントや仕事、地域、家庭のことなどさまざまな悩みに、専門の相談員が対応します。



配偶者や恋人からの暴力に悩んでいませんか？
ひとりで悩まずに相談してください。

